

奥州保健所長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成22年1月22日

奥州保健所長 野村 暢郎

介護予防短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0311510630	滝田医院	奥州市江刺区六日町1番9号	滝田医院	平成21年12月17日